

改正道交法の施行に向けた広報について

- 改正道路交通法の施行にあたり、関係省庁と協力し、特定小型原動機付自転車の新たな交通ルール等に関するチラシやポータルサイトを作成し、広報していく。
- 今後、特定小型原付自転車の販売事業者等においても、広報にご協力いただきたい。

〈チラシ・ポータルサイト〉

ルールを守って 電動キックボードに乗ろう

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

公道走行する前に確認を!

※要件を満たさないものは、業務用車にかかわらず令和5年7月1日以降も、引き続きその車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。

check 1 保安基準に適合していますか?

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準を満たすものには製造時に性能確認済シールが貼られます。

主な基準項目

- ヘッドライト
- クラクション
- バックシートの取付け
- 性能確認済シール(緑色)
- ブレーキ

シールの様式

- 性能確認済シール(緑色)
- 性能確認済シール(黄色)

【性能確認済シールを貼った車両等の販売等ははこちら】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_srt_000055.html

【シール未装着車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carin/rc/hotline.html>

車種別説明 情報提供窓口

check 2 ナンバープレートは取り付けられていますか?

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。

住所の番号は1桁も小さく

あ 1234

check 3 自賠償保険(共済)に加入していますか?

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに取り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される説明書を携行してください。

【自賠償保険(共済)の詳細はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jihakok/abaet/index.html>

自賠償保険(共済)

(チラシ：電動キックボードを購入し、これから乗る人向け)

新しい車両区分

特定小型原動機付自転車ってなに？

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

Q1 特定小型原動機付自転車とは？

- 最高速度 **20km/h** 以下
- 定格出力 **0.6kW** 以下
- 車体の大きさ **長さ1.9m** 以下 / **幅0.6m** 以下

※要件を満たさないものは、業務用車にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、その車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。 など

Q2 誰が乗れるの？

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることができます。

Q3 どこを走れるの？

- ・公道を走行しなければなりません。
- ・自転車道も走行することができます。

Q4 利用するにはどうすれば？

公道を走行するに当たっては、

- ①車両が道路運送車両の**保安基準**に適合し、
- ②**ナンバープレート**を取り付け、
- ③**自賠償保険(共済)**に加入しなければなりません。(画面)

(チラシ：これから電動キックボードを購入する人向け)

特定小型原動機付自転車（いわゆるキックボード等）について

公道走行する前に確認を!

ルールを守って 電動キックボードに乗ろう



特定小型原動機付自転車とは

- 保安基準への適合
- ナンバープレート
- 自賠償保険(共済)への加入

交通ルール

- 例外的に歩道を通行できる場合
- 販売事業者等向けガイドライン
- 広報

特定小型原動機付自転車とは

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。ルールを守って、安全に利用しましょう。

(ポータルサイトのイメージ)